

○国土交通省訓令第36号

国土交通省人事評価実施規程を次のように定める。

平成21年9月14日

国土交通大臣 金子 一義

国土交通省人事評価実施規程

最終改正令和7年6月24日訓令第45号

(総則)

第1条 国土交通省の職員（観光庁、気象庁、運輸安全委員会及び海上保安庁の職員を除く。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）第34条第1項第6号に規定する幹部職員（以下、「幹部職員」という。）を含む。以下「職員」という。）の人事評価は、法、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）及び人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成21年内閣府令第3号。以下「内閣官房令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施する。

(人事評価の実施の除外)

第2条 人事評価は、次に掲げる職員については、実施しない。

- 一 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。）
- 二 法第60条第1項の規定により臨時的に任用された職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員を含む。）であって、実施権者が給与等への反映の余地がないものとして指定する臨時的職員

(評価者、調整者、実施権者等)

第3条 人事評価の評価者、調整者及び実施権者は、別表1のとおりとする。

- 2 実施権者は、人事評価の目的に沿った適正な運用に資するよう、評価者又は調整者の補助者をそれぞれ指定することができるほか、評価者又は調整者にそれぞれの補助者を指定させることができるものとし、補助者を置いた場合は、部内の職員に対して周知するものとする。

(人事評価記録書及び評語の基準)

第4条 人事評価は、別紙1「人事評価記録書」（以下「記録書」という。）を用いて実施するものとする。

- 2 人事評価の評語は、別紙2「評語等の解説」に掲げる基準によるものとする。

(定期評価の実施)

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価により、毎年10月1日から翌年9月30日までの期間を単位として実施する。

2 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

一 能力評価 毎年10月1日から翌年9月30日まで

二 業績評価 毎年10月1日から翌年3月31日まで及び4月1日から9月30日まで

3 定期評価は、次条から第10条までの規定及び別紙3「実施要領」に従い実施する。

(自己申告)

第6条 評価者は、次条の評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対して、あらかじめ、当該評価期間中の発揮した能力及び挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(評価、調整及び確認)

第7条 評価者は、全体評語及び個別評語を付すことにより評価を行うものとする。

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。

3 実施権者は、調整者による調整（別表1において、調整者を指定していない場合には、評価者による評価）について審査を行い、適当と認める場合には、確認を行うものとする。

4 補助者は、評価者又は調整者に対し、被評価者の職務遂行状況についての情報提供等を行うことができる。ただし、第1項に規定する評価及び第2項に規定する調整を行うことはできない。

(評価結果の開示)

第8条 評価者は、被評価者の開示に関する意思の確認を行った上で、評価結果の開示を希望しない被評価者を除き、能力評価及び業績評価の全体評語を開示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、評価結果の開示を希望しない被評価者について、当該被評価者に係る定期評価の全体評語が、6段階評価の職員にあつては「不十分」又は「やや不十分」、3段階評価の職員にあつては「C」、2段階評価の職員にあつては「乙」である場合には、当該全体評語を開示しなければならない。

(面談)

第9条 評価者は、実施権者の確認が行われた後、期末面談において、被評価者に前条に規定する評価結果の開示を行うとともに、評価結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

2 評価者は、評価期間の開始に際し、業績評価についての目標の設定その他被評価者が果たすべき役割を確定するために被評価者と期首面談を行うものとする。なお、評価補助者は、目標設定の補助等を行うことができる。

3 前2項に規定する期末面談及び期首面談は、次の各号に掲げる時期に行うことを原則とする。なお、期首面談は、期末面談に合わせて行うことができる。

一 期末面談 3月及び9月

二 期首面談 4月及び10月

4 評価者は、期首面談又は期末面談に、評価補助者を同席させることができる。なお、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を行う際にも評価補助者を同席させる場合には、被評価者の十分な理解と同意を得た上で行うものとする。

5 評価者は、指導及び助言等をより効果的に行う観点から必要と認める場合には、期首面談又は期末面談について、評価補助者と認識を共有し、評価補助者及び被評価者の十分な理解と同意を得た上で、評価補助者に代行させることができる。また、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を評価補助者に代行させる場合には、評価及び評価結果の開示はあくまでも評価者の責任の下で行うものであることに十分留意するものとする。

6 前5項に定めるもののほか、面談に必要な事項は、別紙3「実施要領」で定める。

(定期評価についての異なる取扱い)

第10条 次に掲げる職員についての定期評価の実施に際しては、第6条、第7条第1項（個別評語に係る部分に限る。）及び前条の規定を適用しない。

一 別表2に掲げる標準的な官職に属する官職

二 その他別に定める長期の研修を受けている職員

三 留学中の職員

四 観光庁、気象庁、運輸安全委員会及び海上保安庁に属する幹部職員

(特別評価の実施)

第11条 特別評価は、条件付任用期間（条件付採用期間及び条件付昇任期間をいう。以下同じ。）中の職員に対して、能力評価により実施する。

2 特別評価は、条件付任用期間を評価期間として実施する。

3 特別評価は、次条及び別紙3「実施要領」に従い実施する。

(特別評価の手続)

第12条 特別評価の手続は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に規定する手続を準用するものとする。

- 一 条件付採用期間中の職員 第7条（個別評語に係る部分を除く。）
- 二 条件付昇任期間中の職員 第7条（個別評語に係る部分を除く。）及び第8条

（人事評価記録書の提出及び保管）

第13条 実施権者は、実施権者と任命権者が異なる職員に係る記録書を、確認を行った日の翌日から起算して30日以内に任命権者に提出するものとする。

2 記録書は、次の各号に掲げる記録書の区分に応じ、当該各号に定める者が、実施権者の確認の日の翌日から5年間保管するものとする。

- 一 前項の規定により提出された記録書 大臣官房人事課長
- 二 前号以外の記録書 任命権者

（職員の異動又は併任への対応）

第14条 職員の異動又は併任については、別紙3「実施要領」に従い、対応するものとする。

（苦情への対応）

第15条 職員の苦情への対応は、別表3のとおり「苦情相談員・苦情処理機関」を設け、別紙4「苦情対応要領」により行うものとする。

2 実施権者は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情申出のあった事実及び当該内容について、その秘密の保持に留意しなければならない。

（細則）

第16条 この規程の施行に際し必要な事項は、大臣官房人事課長が定める。

附則

- 1 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 国土交通省職員勤務評定実施規則（平成13年2月23日国土交通省訓令第109号。以下「国土交通省職員勤務評定実施規則」という。）は、廃止する。
- 3 国土交通省職員勤務評定実施規則第10条の規定に基づき保管される勤務評定記録書は、内閣官房令附則第3の規定に基づき、この規程の施行日から引き続き5年間保管するものとする。
- 4 この規程の施行日前に条件付任用期間が開始された職員に対しては、第11条の規定

にかかわらず、附則第2の規定による廃止前の国土交通省職員勤務評定実施規則第5条に規定する特別評定を実施することができる。

附則（平成22年3月29日訓令第10号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年9月30日訓令第29号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附則（平成23年3月30日訓令第13号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年6月30日訓令第43号）

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附則（平成24年3月30日訓令第17号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、平成二十四年度の人事評価から適用する。

附則（平成25年3月28日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成25年5月16日訓令第7号）

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

附則（平成25年7月1日訓令第44号）

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附則（平成25年9月30日訓令第52号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附則（平成26年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成26年5月30日訓令第27号）

この訓令は、平成26年5月30日から施行する。

附則（平成26年6月25日訓令第30号）

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附則（平成26年9月29日訓令第38号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条及び第10条の改正部分、別表1の改正部分（被評価者の欄中「公共交通事故被害者支援企画官」の次に「、障害者政策企画調整官」を、「国際協力官」の次に「、総括国際協力官」を、「地球環境保全調整官」の次に「、国際展開推進企画調整官」を、「環境・地域振興調整官」の次に「地方航空支援企画調整官」を加える部分を除く。）並びに別表3の改正部分については、平成26年9月30日から施行する。

附則（平成27年3月27日訓令第16号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月27日訓令第22号）

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附則（平成27年6月29日訓令第30号）

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附則（平成27年9月29日訓令第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附則（平成28年3月31日訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年9月30日訓令第23号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附則（平成29年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月24日訓令第25号）

この訓令は、平成29年5月1日から施行する。

附則（平成29年7月25日訓令第32号）

この訓令は、平成29年7月25日から施行する。

附則（平成29年9月29日訓令第35号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附則（平成30年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成30年6月29日訓令第29号）

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

附則（平成30年8月17日訓令第47号）

この訓令は、平成30年8月17日から施行する。

附則（平成30年9月28日訓令第56号）

この訓令は、平成30年9月28日から施行する。

附則（平成31年3月29日訓令第65号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年6月27日訓令第6号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附則（令和2年3月31日訓令第17号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年6月29日訓令第40号）

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附則（令和2年9月30日訓令第83号）

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附則（令和3年3月31日訓令第25号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年6月30日訓令第37号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附則（令和3年8月30日訓令第42号）

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附則（令和3年9月29日訓令第44号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附則（令和4年3月31日訓令第25号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

附則（令和4年7月1日訓令第41号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附則（令和4年9月30日訓令第43号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附則（令和5年3月31日訓令第18号）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の国土交通省人事評価実施規程第2条第1号の規定を適用する。

附則（令和5年6月27日訓令第33号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附則（令和5年9月28日訓令第48号）

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

附則（令和6年3月29日訓令第44号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和6年6月24日訓令第55号）

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

附則（令和6年9月30日訓令第78号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

附則（令和7年3月31日訓令第15号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月31日訓令第16号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和7年6月24日訓令第45号）

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

評価者等一覧

【内部部局等】

組 織	被 評 価 者	評 価 者	調 整 者	実 施 権 者
内部部局等（海洋利用調査センター、空港保安防災教育訓練センター、システム開発評価・危機管理センター、航空情報センター、飛行検査センター、航空機技術審査センター、技術管理センター及び性能評価センターを除く。）	事務次官、技監、国土交通審議官	大臣		大臣
	官房長、局長、政策統括官、国際統括官、総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、上下水道審議官	事務次官	大臣	大臣
	次長、部長、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、技術審議官、技術参事官、総括監察官	官房長、局長、国際統括官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、上下水道審議官	事務次官	大臣
	課長、参事官、政策評価官、危機管理官、運輸安全監理官、調査官（大臣官房調査官に限る。）、技術調査官、計画官、特別地域振興官、住宅戦略官、安全監理官、安全技術調査官、首席海技試験官	官房長、局長、政策統括官、国際統括官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、上下水道審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官又は部長	事務次官	事務次官
専門スタッフ職俸給表3級適用職員、同職俸給表4級適用職員	官房長、局長、政策統括官、国際統括官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政	事務次官	事務次官	

		策審議官、海外プロジェクト審議官、上下水道審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官又は部長		
	専門スタッフ職俸給表適用職員（同職俸給表3級適用職員及び同職俸給表4級適用職員を除く。）	課長	官房長、局長、政策統括官、国際統括官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、上下水道審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官又は部長	事務次官
	室長、企画官、政策企画官、企画専門官、調整官、企画調整官、国際協力調整官、国際調整官、危機管理官、開発専門官、課長補佐、室長補佐、専門調査官、専門官、秘書官事務取扱、上席監察官、監察官、人事調整官、人事調査官、地方企画調整官、総務調整官、広報企画官、会計管理官、予算調整官、施設管理専門官、共済管理官、技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、事業評価・保全企画官、技術開発官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、首席運輸安全調査官、次席運輸安全調査官、運輸安全調査官、安全防災対策官、災害対策推進官、運輸防災企画調整官、営繕技術専門官、保全指導・監督官、営繕企画官、契約事務改善推進官、営繕計画調整官、営繕技術企画官、官庁施設計画推進官、民間資金等活用営繕事業対策官、営繕積算高度化対策官、官庁施設ストック	総括監察官、課長（室に属する職員（室長を除く。）にあっては、室長でも可）、参事官、政策評価官、危機管理官、運輸安全監理官、計画官、特別地域振興官、住宅戦略官、安全監理官又は安全技術調査官	官房長、局長、政策統括官、国際統括官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、上下水道審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官又は部長	事務次官

	<p>高度化推進官、営繕技術基準対策官、官庁施設防災対策官、設備技術対策官、設備防災・安全対策官、営繕環境調整官、統括工事検査官、工事検査官、交通安全対策官、政策企画調整官、社会資本整備戦略推進官、政策調査専門官、官民連携推進官、公共交通事故被害者支援企画調整官、障害者政策企画調整官、ジェンダー政策推進官、環境政策企画官、交通環境・エネルギー対策企画官、海洋政策企画調整官、海洋政策渉外官、交通再構築企画官、公共交通経営改善対策官、地域交通計画調整官、都市交通対策企画調整官、インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官、インフラ情報・環境企画調整官、技術基準企画調整官、国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官、国際市場整備推進官、国際事業環境調整官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官、国際協力官、国際建設管理官、海外プロジェクト推進企画調整官、海外プロジェクト推進官、IT戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端IT企画調整官、統計企画官、国土政策企画調整官、国土政策企画官、広域地方計画官、二地域居住政策推進官、離島振興企画調整官、国際展開推進官、国際連携調整官、地理空間情報活用推進官、用地企画官、用地調整官、土地経済企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官、地価公示推進官、国土調査企画官、不動産政策企画官、不動産市場企画調整官、土地政策企画官、土地調整官、紛争調整官、都市企画調整官、都市政策推進官、都市環境推進官、国際・デジタル政策企画調整官、都市安全推進官、都市防災対策官、まちづくり</p>			
--	---	--	--	--

	<p>調整官、国際競争力強化推進官、土地利用調整官、施設計画調整官、環境計画調整官、開発企画調整官、拠点整備事業推進官、街路事業調整官、街路交通施設安全対策官、公園利用推進官、国際緑地環境対策官、河川企画調整官、水政企画官、法務企画調整官、河川利用企画調整官、河川事業調整官、国際河川技術調整官、河川経済調査官、河川環境保全企画調整官、水防企画官、水防調整官、技術調整官、流域治水企画官、上下水道政策企画官、上下水道事業調整官、上下水道国際推進官、流域計画調整官、防災企画官、総括災害査定官、災害査定官、防災政策調整官、緊急災害対策派遣官、水源地域対策企画官、水循環推進調整官、砂防計画調整官、土砂災害防止技術推進官、総合土砂企画官、土砂・洪水氾濫対策官、海洋開発企画官、道路企画調整官、道路政策企画官、道路利用調整官、道路交通企画官、自動走行高度化推進官、道路事業調整官、海外道路プロジェクト推進官、国道事業調整官、道路環境調整官、道路防災調整官、地域道路調整官、高速道路事業調整官、有料道路利用調整官、自転車活用推進官、住宅企画調整官、住生活サービス産業振興官、住宅活用調整官、民間事業支援調整官、公共住宅活用推進官、住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官、住宅ストック活用・リフォーム推進官、建築業務適正化推進官、建築デジタル推進官、昇降機等事故対策官、監督調整官、建築環境推進官、脱炭素化推進官、輸送障害対策推進官、新高速鉄道企画調整官、駅機能高度化推進官、地域鉄道戦略企画調整官、技術基準管理官、鉄道イノベーション推進官、新幹線鉄道路整備技術調整官、地下施設安全企画調整官、環境対策調整官、首席鉄道安全監査</p>			
--	--	--	--	--

	<p>官、鉄道安全監査官、事故対策官、バス高速輸送システム推進官、財務企画調整官、物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官、災害物流対策官、トラック輸送パートナーシップ推進官、貨物流通事業適正化推進官、国際複合物流企画調整官、事故防止対策推進官、首席自動車安全監査官、自動車安全監査官、自動車事故対策事業企画調整官、訟務官、被害者保護企画調整官、自動運転戦略官、自動車脱炭素化推進官、自動車情報活用推進官、自動車登録番号標企画調整官、地域交通対策官、バス事業活性化調整官、タクシー事業活性化調整官、自動車基準協定調整官、自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官、ユーザー情報企画調整官、整備事業指導官、点検整備推進対策官、電子装置整備推進官、国際企画調整官、自動運航戦略官、首席運航労務監理官、次席運航労務監理官、油濁保障対策官、海洋開発企画調整官、環境政策推進官、脱炭素化推進官、シップ・リサイクル対策調整官、内航海運技術革新推進官、国際業務調整官、労働環境技術活用推進官、産業保健企画官、国際海上輸送企画官、外航海運事業調整官、海賊対策調整官、離島航路経営改善対策官、内航海運効率化対策官、船舶産業基盤整備推進官、人材政策企画官、船舶産業技術活用推進官、船舶流通推進官、首席船舶検査測度官、次席船舶検査測度官、船舶検査測度官、船級協会業務調整官、海技企画官、小型船舶対策官、水先業務調整官、事業調整官、港湾管理高度化指導官、港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官、港湾</p>			
--	--	--	--	--

	<p>情報化企画調整官、計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官、港湾インフラ連携調整官、産業連携企画調整官、新エネルギー活用推進官、首席国際調整官、技術企画調整官、首席港湾工事安全推進官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官、国際標準化推進官、海洋・環境企画調整官、津波対策企画調整官、広域連携推進官、首席港湾保安管理官、港湾保安管理官、航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官、危機管理調整官、航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官、グランドハンドリング戦略企画調整官、航空交渉官、航空交渉調査官、地方航空活性化推進官、地方航空支援企画調整官、大都市圏空港計画官、空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官、空港脱炭素化推進官、空港施設企画調整官、首都圏空港調整官、近畿圏空港企画調整官、中部圏空港企画調整官、安全政策企画官、安全管理推進官、運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、首席運航審査官、外国航空機安全対策調整官、小型航空機安全対策官、首席航空機検査官、首席整備審査官、養成企画調整官、首席航空従事者試験官、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官、航空保安監査官、交通管制安全監督官、航空医学評価官、無人航空機企画調整官、新システム技術推進官、教育訓練企画官、管制運用企画調整官、運用調整官、航空情報企画調整官、交通管制機械設備調整官、航空管制調査官、航空管制技術調査官、航</p>			
--	--	--	--	--

	空管制運航情報調査官、アイヌ政策調整官、調査官（大臣官房調査官を除く。）、経理指導官、事業計画調整官、計画推進企画官、予算専門官（以下この表において「内部部局等の室長等」という。）			
	海技試験官（首席海技試験官を除く。）	首席海技試験官	局長	事務次官
	運航審査官（首席運航審査官を除く。）	首席運航審査官	部長	事務次官
	主幹整備審査官、整備審査官（首席整備審査官を除く。）	首席整備審査官	部長	事務次官
	航空従事者試験官（首席航空従事者試験官を除く。）	首席航空従事者試験官	部長	事務次官
	航空機検査官（首席航空機検査官を除く。）	首席航空機検査官	部長	事務次官
	係長、主査、専門職、経済分析職、主任、一般職員	内部部局等の室長等（課長補佐が置かれている場合にあっては、室長を除く。）	総括監察官、課長、室長（課長補佐が置かれている場合に限る。）、参事官、政策評価官、危機管理官、運輸安全監理官、調査官、技術調査官、計画官、特別地域振興官、住宅戦略官、安全監理官又は安全技術調査官	事務次官
	センター所長	課長	局長又は部長	事務次官
内部部局等（海洋利用調査センター、空港保安防災教育訓練センター、システム開発評価・危機管理センター、航空情報センター、飛行検査センター、航空機技術審査センター、技術管理セン	準天頂衛星連携調整官、課長補佐、専門官（飛行検査センターに属する専門行政職俸給表適用職員を除く。）、主任技術専門官、空港保安防災指導官、航空管制調査官、航空管制技術調査官、航空管制運航情報調査官、航空機検査官、型式証明調整官、首席設計審査官、前任航空情報管理管制運航情報官、前任技術管理航空管制技術官、前任技術管理航空灯火・電気技術官、前任技術管理施設運用管理官、前任性能評価航空管制技術官、前任施設運用管理官、首席飛行検査官、飛行検査安全運航管理官、首席開発評価管理官	課長又はセンター所長（海洋利用調査センターを除く。）	局長又は課長	事務次官

ター及び性能 評価センター)	主幹設計審査官、設計審査官	首席設計審査官	センター所長	事務次官
	次席航空情報管理管制運航情報官、次席技術管理航空管制技術官、次席性能評価航空管制技術官、次席飛行検査官、次席開発評価管理官	前任航空情報管理管制運航情報官、前任技術管理航空管制技術官、前任性能評価航空管制技術官、首席飛行検査官又は首席開発評価管理官	センター所長	事務次官
	航空情報管理管制運航情報官、技術管理航空管制技術官、技術管理航空灯火・電気技術官、技術管理施設運用管理官、性能評価航空管制技術官、施設運用管理官、航空灯火・電気技術官、飛行検査官、専門官（飛行検査センターに属する専門行政職俸給表適用職員に限る。）、開発評価管理官（前任航空情報管理管制運航情報官、前任技術管理航空管制技術官、前任技術管理航空灯火・電気技術官、前任性能評価航空管制技術官、前任施設運用管理官、次席航空情報管理管制運航情報官、次席技術管理航空管制技術官、次席性能評価航空管制技術官、首席飛行検査官、次席飛行検査官、首席開発評価管理官及び次席開発評価管理官を除く。）	前任技術管理航空灯火・電気技術官、前任技術管理施設運用管理官、前任施設運用管理官、次席航空情報管理管制運航情報官、次席技術管理航空管制技術官、次席性能評価航空管制技術官、次席飛行検査官又は次席開発評価管理官	センター所長	事務次官
	係長、主査、技術専門官（主任技術専門官を除く。）、主任、一般職員	課長補佐、専門官、主任技術専門官、空港保安防災指導官又は次席飛行検査官	課長又はセンター所長（海洋利用調査センターを除く。）	事務次官

【施設等機関】

組 織	被 評 価 者	評 価 者	調 整 者	実 施 権 者
国土交通政策 研究所	所長	事務次官		事務次官
	副所長	所長		所長
	課長、総括主任研究官、研究調整官、主任研究官、研究官	副所長	所長	所長
	係長、一般職員	課長	副所長	所長

国土技術政策 総合研究所	所長	事務次官		事務次官
	副所長、研究総務官（港湾空港関係事務担当を除く。）、部長（管理調整部長、建築研究部長、住宅研究部長、都市研究部長、港湾・沿岸海洋研究部長及び空港研究部長を除く。）、センター長（港湾情報化支援センター長を除く。）	所長		所長
	研究総務官（港湾空港関係事務担当に限る。）、部長（管理調整部長、建築研究部長、住宅研究部長、都市研究部長、港湾・沿岸海洋研究部長及び空港研究部長に限る。）、センター長（港湾情報化支援センター長に限る。）	副所長	所長	所長
	課長、室長、調査官、福利厚生官、契約財産管理官、総務管理官、サイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、インフラ情報高度利用技術研究官、基準研究官、上下水道研究官、浄水処理・水道防災システム研究官、下水道エネルギー・機能復旧研究官、河川構造物管理研究官、水防災システム研究官、水環境研究官、土砂災害情報研究官、道路研究官、道路防災研究官、道路情報高度化研究官、道路構造物管理システム研究官、道路構造物機能復旧研究官、建築新技術統括研究官、建築品質研究官、建築災害対策研究官、建築環境新技術研究官、住宅性能研究官、住宅情報システム研究官、沿岸海洋新技術研究官、津波・高潮災害研究官、港湾新技術研究官、空港新技術研究官、建設マネジメント研究官、国土防災研究官、情報研究官	部長又はセンター長	所長（管理調整部、建築研究部、住宅研究部、都市研究部、港湾・沿岸海洋研究部、空港研究部又は港湾情報化支援センターに属する職員にあっては、副所長）	所長
	主任研究官（港湾・沿岸海洋研究部、空港研究部又は港湾情報化支援センターに属する職員に限る。）	部長又はセンター長	副所長	所長
主任研究官（港湾・沿岸海洋研究部、空港研究部又は港湾情報化支援センターに属する職員を除く。）	課長又は室長（建築研究部、住宅研究部又は都市研究部に属する職	部長又はセンター長（建築研究部、住宅研究部又は都市研究部	所長	

		員及び課又は室に属さない職員にあつては、部長又はセンター長)	に属する職員にあつては、副所長。課又は室に属さない職員にあつては、所長)	
	建設専門官（総務部に属する職員に限る。）	部長	所長	所長
	建設専門官（総務部に属する職員を除く。）、課長補佐、専門官（空港研究部に属する職員を除く。）、主任指導官	課長、室長又は総務管理官	部長又はセンター長	所長
	専門官（空港研究部に属する職員に限る。）	部長	副所長	所長
	研究官、研究員（港湾・沿岸海洋研究部、空港研究部又は港湾情報化支援センターに属する職員に限る。）	部長又はセンター長	副所長	所長
	研究官、研究員（港湾・沿岸海洋研究部、空港研究部又は港湾情報化支援センターに属する職員を除く。）	課長、室長又はサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官（管理調整部、建築研究部、住宅研究部又は都市研究部に属する職員及び課又は室に属さない職員にあつては、部長又はセンター長)	部長又はセンター長（管理調整部、建築研究部、住宅研究部又は都市研究部に属する職員にあつては、副所長。課又は室に属さない職員にあつては、所長)	所長
	係長、指導員、主任、一般職員（管理調整部、港湾・沿岸海洋研究部、空港研究部又は港湾情報化支援センターに属する職員を除く。）	課長、室長、総務管理官又はサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官	部長又はセンター長	所長
	係長、主任、一般職員（管理調整部、港湾・沿岸海洋研究部、空港研究部又は港湾情報化支援センターに属する職員に限る。）	課長（課に属さない職員にあつては、部長又はセンター長)	部長又はセンター長（課に属さない職員にあつては、副所長)	所長
国 土 交	本校	校長	事務次官	事務次官
		副校長	校長	校長
		教授、部長	校長又は副校長	校長

通 大 学 校		課長	部長	校長	校長
		科長、主任教官、環境安全技術研修官、 測量新技術研修官、環境・防災情報研修 官、専門スタッフ職俸給表適用職員	部長	副校長	校長
		建設専門官、課長補佐	課長	部長	校長
		教官	科長	部長	校長
		係長	部長又は課長	副校長又は部長	校長
		主任、一般職員	科長、建設専門官 又は課長補佐	部長又は課長	校長
	柏 研修セ ンター	所長	校長		校長
		企画調整官	所長	校長	校長
		課長、主任研修指導官	企画調整官	所長	校長
		研修指導官	主任研修指導官	企画調整官	校長
		専門官、係長、主任、一般職員	課長	企画調整官	校長
航 空 保 安 大 学 校	本校	校長	航空局長	事務次官	事務次官
		教頭、事務局長	校長		校長
		科長、研修調整官	教頭	校長	校長
		課長	事務局長	校長	校長
		教官	科長	教頭	校長
		課長補佐、専門官、係長、主任、一般職 員	課長又は科長	事務局長又は教 頭	校長
	岩 沼 研修 センター	所長	校長		校長
		課長、首席教官	所長	校長	校長
		科長、専門研修調整官	首席教官	所長	校長
		教官	科長	首席教官	校長
専門官、係長、主任、一般職員		課長	所長	校長	

【特別の機関】

組 織	被 評 価 者	評価者	調整者	実施権者
国 土 地 理 院	院長	事務次官		事務次官
	参事官、部長、主任監査官、適正業務管 理官、専門スタッフ職俸給表適用職員	院長		院長
	課長、室長、監査官、調整官、調査官、 人事計画官、予算調整官、契約管理官、 福利厚生官、技術政策企画官、国際連携 調整推進官、測量生産性向上推進官、測 地技術調整官、測地技術活用推進官、電 子国土調整官、連携調整推進官、サイバ	部長	参事官	院長

		一セキュリティ推進官、国土基盤情報調整官、空間情報技術活用推進官、環境地理情報企画官、防災地理教育推進官、防災地理情報活用推進官、地理普及広報官、建設専門官、専門調査官			
		調査員、課長補佐、室長補佐、専門職、地図測量広報相談官、専門官、技術専門員、主任指導官、指導官、係長、検査官、調査専門職、指導員、主任、一般職員	課長又は室長	部長	院長
	センター	センター長	院長		院長
		課長、室長、地理地殻活動総括研究官、測量新技術研究官、地震調査官、火山調査官、火山情報活用推進官、地殻変動即時解析推進官、専門調査官	センター長	参事官	院長
		主任研究官、調査員、課長補佐、専門職、専門官、技術専門員、主任指導官、指導官、研究官、係長、調査専門職、指導員、主任、一般職員	課長又は室長	センター長	院長
	地方測量部	部長	参事官	院長	院長
		次長、課長、地理空間情報管理官、防災・地理空間情報管理官、主任指導官	部長	参事官	院長
		調査員、専門職、技術専門員、指導官、係長、調査専門職、指導員、主任、一般職員	課長	部長	院長
	支所	支所長	参事官	院長	院長
		調査員、専門職、技術専門員、主任指導官、指導官、係長、調査専門職、指導員、主任、一般職員	支所長	参事官	院長
	小笠原総合事務所	所長	特別地域振興官	国土政策局長	事務次官
		課長	所長		所長
		係長、主査、一般職員	課長	所長	所長
海難審判所	本所	所長	事務次官		事務次官
		首席審判官、首席理事官	所長		所長
		審判官、理事官	首席審判官又は首席理事官	所長	所長
		課長	所長		所長
		課長補佐、専門官、係長、主査、書記、主任、一般職員	課長	所長	所長
	地方審判	地方所長	所長		所長

	所	審判官、理事官、書記官	地方所長	所長	所長
		書記、一般職員	書記官	地方所長	所長
	支所	支所長	所長		所長
		理事官、書記官	支所長	所長	所長
		書記、一般職員	書記官	支所長	所長

【地方支分部局】

組 織		被 評 価 者	評 価 者	調 整 者	実 施 権 者
地 方 整 備 局	本局	局長	事務次官		事務次官
		副局長、次長	局長		局長
		部長、広報広聴対策官、統括防災官、総括調整官、営繕特別事業管理官、専門スタッフ職俸給表適用職員	局長、副局長又は次長	局長	局長
		主任監査官、入札契約監査官、適正業務管理官、総括防災調整官、防災管理官、防災情報調整官、室長（防災室長及び災害対策マネジメント室長に限る。）	局長、副局長、次長、部長又は統括防災官	局長、副局長又は次長	局長
		課長（経理調達課長を除く。）、室長（防災室長及び災害対策マネジメント室長を除く。）、センター長、調査官、予算調整官、人事計画官、契約管理官（港湾空港関係事務担当を除く。）、財産管理官、福利厚生官、企画調整官、企画調査官、技術企画官、技術調整管理官、環境調整官、技術開発調整官、事業調整官、震災対策調整官、震災伝承推進官、総括技術検査官、工物品質調整官、建設情報・施工高度化技術調整官、電気情報技術高度化調整官、事業認定調整官、建設産業調整官、建設業適正契約推進官、不動産業適正化推進官、土地市場監視官、都市調整官、公園調整官、住宅調整官、河川調査官、水政調整官、地域河川調整官、総合土砂管理官、河川情報管理官、低潮線保全官、河川保全管理官、広域水管理官、上下水道調整官、道路企画官、路政調整官、地域道路調整官、特定道路工事対策官、道路情報管理官、道路調査官、道路保全企画官、道路防災調整官、高規格道路管制	部長	局長、副局長又は次長	局長

	官、交通拠点調整官、港湾空港企画官、計画企画官、事業計画官、技術審査官、港湾危機管理官、事業継続計画官、港湾高度利用調整官、港政調整官、品質検査官、東京国際空港対策官、補償管理官、土砂処分管理官、前任建設管理官（港湾空港関係事務担当に限る。）、設備技術対策官、営繕品質管理官、官庁施設管理官、営繕調査官、営繕調整官、用地計画官、用地調整官、用地調査官、用地補償・土地調整管理官、統括建設管理官			
	経理調達課長、人事企画官、契約管理官（港湾空港関係事務担当に限る。）、主任指導官（港湾空港関係事務担当に限る。）	総括調整官（港湾空港関係事務担当）	副局長又は次長	局長
	課長補佐、室長補佐、電気通信管理主査、主任指導官（港湾空港関係事務担当を除く。）、指導官、監査官、建設専門官、前任建設管理官、用地官、技術検査官、水災害対策専門官、河川保全専門官、道路構造保全官、統括港湾保安管理官、港湾情報化推進官、営繕技術専門官、保全指導・監督官、営繕設計審査官、官庁施設防災対策官、専門官（港湾空港関係事務担当を除く。）、専門調査官	部長、課長、室長又はセンター長	局長、副局長、次長、部長又は統括防災官	局長
	係長、専門員、高規格道路管制員、主任、一般職員（港湾空港関係事務担当を除く。）、指導員	課長、室長、センター長、課長補佐又は室長補佐	部長、課長又は室長（局付の室に属する職員にあっては、本局副局長、次長又は統括防災官）	局長
	課長補佐、専門官、係長、主任、一般職員（港湾空港関係事務担当に限る。）	課長、室長又はセンター長（総務部に属する職員にあっては、人事企画官又は経理調達課長）	部長（総務部に属する職員にあっては、総括調整官（港湾空港関係事務担当））	局長
事務所・ 管理 所 (港湾事	事務所長、センター長、管理所長	局長、副局長又は本局次長	局長	局長
	副所長、総括技術情報管理官	事務所長、センタ	局長、副局長又は	局長

務所、特定離島港湾事務所、空港整備事務所、港湾・空港整備事務所、航路事務所、港湾空港技術調査事務所を除く。)		一長	本局次長	
	課長、室長、出張所長、支所長、建設専門官、契約事務管理官、用地対策官、工事品質管理官、事業対策官、総括地域防災調整官、地域防災調整官、総括保全対策官、電気情報技術調整官、技術開発対策官、技術情報管理官、保全対策官、占用調整管理官、構造物維持管理官、雪害対策官、地震津波対策官、専門調査官	事務所長、センター一長又は副所長	局長、副局長、本局次長又は事務所長	局長
	建設監督官、用地官、保全指導・監督官、営繕技術専門官、上席専門職、堰管理専門官、専門職、専門官、主任指導官、指導官	事務所長、センター一長、副所長、管理所長、課長、出張所長又は支所長	局長、副局長、本局次長又は事務所長	局長
	係長、専門調査員、専門員、工事施工指導員、指導員	管理所長、課長、出張所長又は支所長	局長、副局長、本局次長、事務所長、センター一長又は管理所長	局長
	主任、一般職員	課長、室長、出張所長又は支所長 (課、室及び建設監督官を置かない事務所又は管理所に属する職員にあっては、事務所長又は管理所長)	事務所長、センター一長又は管理所長 (課、室及び建設監督官を置かない事務所又は管理所に属する職員にあっては、局長、副局長又は本局次長)	局長
港湾事務所、特定離島港湾事務所、空港整備事務所、港湾・空港整備事務所、航路事務所、港湾空港技術	事務所長	副局長又は本局次長	局長	局長
	副所長、統括建設管理官、課長、前任建設管理官、契約調整官、補償調整官、沿岸防災対策官、海洋利用調整官、港湾保安調査官、港湾施設分析評価官、沿岸防災調査官、補償調査官、建設管理官、契約事務管理官、工事安全管理官、港湾利用調査官、海洋利用調査官、主任指導官	事務所長	副局長又は本局次長	局長
	課等に属する職員(課長、前任建設管理官、沿岸防災対策官及び海洋利用調整官を除く。)	課長、前任建設管理官、沿岸防災対策官及び海洋利	事務所長	局長

	調査事務所		用調整官			
		海事職俸給表適用	船長、機関長、事務長	事務所長	副局長又は本局次長	局長
		職員（小型船舶に乗り組む職員を除く。）	機関部に属する職員以外の職員（船長を除く。）	船長	事務所長	局長
			機関部に属する職員（機関長を除く。）	機関長	事務所長	局長
	局の出張所	出張所長		局長、副局長又は本局次長	局長	
		建設監督官、係長、主任、一般職員		出張所長	局長、副局長又は本局次長	局長
北海道開発局	本局	局長		事務次官	事務次官	
		次長、部長、首席監察官、開発監理部次長、調整官		局長	局長	
		課長、室長、入札契約監察官、監察官、監査官、営繕品質調査官、開発調査官		部長又は首席監察官	局長	局長
		総務企画官、適正業務管理官、人事企画官、人事対策官、会計指導官、会計企画官、福利厚生管理官、職員企画官、用地企画官、用地補償管理官、開発企画官、開発調整推進官、アイヌ施策推進企画官、象徴空間施設管理官、広報企画官、教務指導官、まちづくり事業推進官、都市事業管理官、工事評価管理官、工事契約管理官、技術管理企画官、地震津波対策官、災害対策管理官、機械企画官、建設情報・施工高度化推進官、デジタル基盤整備企画官、電気通信高度化対策官、行政情報化推進官、建設産業企画官、不動産業適正化推進官、建設行政企画官、河川企画官、河川計画調査官、河川計画管理官、河川調整推進官、河川技術対策官、河川構造物対策官、河川情報管理官、低潮線保全官、道路企画官、道路調査官、道路技術対策官、道路防災対策官、道路防災調整官、道路交通管理官、道路保全対策官、地域事業管理官、上下水道調整官、港湾企画官、港湾計画管理官、港湾管理		課長、室長、監察官、監査官又は営繕品質調査官	部長又は首席監察官	局長

	官、港湾保安管理官、事業計画推進官、農業施設管理官、農業企画官、事業調査官、農業振興対策官、水産企画官、漁港管理官、官庁施設管理官、設備技術対策官、営繕監督官、建設監督官、用地官、開発専門官、課長補佐、室長補佐、監察官補佐、監査官補佐、営繕品質調査官補佐、専門調査官、建築安全専門官、建設業適正契約専門官、河川計画専門官、流域治水専門官、河川技術専門官、水災害予報専門官、道路計画専門官、道路調査専門官、道路技術専門官、道路防災専門官、上席道路交通管理専門官、道路交通管理専門官、管理専門官、管理技術専門官、負担対策専門官、土地改良技術専門官、利水・洪水調節専門官、情報化施工推進専門官、事業調査専門官、農業調整専門官、水産計画専門官、水産技術専門官、漁港輸出専門官、漁港管理専門官、営繕契約専門官、官庁施設技術専門官、官庁施設防災専門官、設計審査専門官、営繕品質専門官、主任指導官、指導官、係長、専門官、施設整備専門官、上席専門官、指導員、主任、一般職員			
開発建設部	部長	局長		局長
	次長、事業調整官、調査官、技術管理官、事務所長	部長	本局部長	局長
	課長、広報官、技術検査官、工物品質管理官、特定用地対策官、特定公物管理対策官、流域治水対策官、特定治水事業対策官、ダム事業対策官、河川管理推進官、特定道路事業対策官、道路防災推進官、空港対策官、農業環境保全対策官、特定業務対策官、道路設計管理官、道路施工保全官、港湾施工管理官、土地改良情報対策官、事務所副所長、事務所課長、支所長、事業所長	次長、事業調整官 又は事務所長	部長	局長
	開発専門官、課長補佐、専門調査官、合同庁舎管理官、補償審査官、施設保全対	課長、広報官、特定 用地対策官、特定	次長、事業調整官 又は事務所長	局長

		策官、流域治水対策専門官、上席工務専門官、道路整備保全対策官、上席治水専門官、石狩川総合水管理調査官、水防災対策官、道路調査官、上席道路計画専門官、上席道路整備保全専門官、海洋利用対策官、港湾施設分析評価官、上席農業開発専門官、農業水利対策官、道路設計官、上席道路設計専門官、農業調査専門官、事業専門官、主任指導官、指導官、専門官、河川管理指導官、道路管理指導官、副長、班長、係長、工務専門官、治水専門官、道路計画専門官、道路整備保全専門官、農業開発専門官、道路設計専門官、上席専門官、指導員、主任、一般職員	公物管理対策官、流域治水対策官、空港対策官、農業環境保全対策官、特定業務対策官、道路設計管理官、道路施工保全官、土地改良情報対策官、事業所長、事務所課長又は支所長		
地方 運 輸 局	本局	局長（運輸監理部長を含む。）	事務次官		事務次官
		次長	局長		局長
		部長、部次長、首席海技試験官	次長又は局長（運輸監理部長を含む。）	局長（運輸監理部長を含む。）	局長（運輸監理部長を含む。）
		課長、安全防災・危機管理調整官、運輸防災調整官、計画調整官、地方鉄道再構築推進調整官、海事交通計画調整官、調整官、離島航路活性化調整官、海事保安・事故対策調整官、企画調整官、広報対策官、物流施設対策官、観光戦略推進官、首席鉄道安全監査官、安全指導推進官、首席自動車監査官、保安・環境調整官、貨物調整官、船舶産業振興官、首席運航労務監理官、首席海事技術専門官、首席外国船舶監督官、首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官	部長	次長又は局長（運輸監理部長を含む。）	局長（運輸監理部長を含む。）
	主任指導官、指導官	部長、課長、首席鉄道安全監査官、首席自動車監査官、首席運航労務監理官、首席海事技術専門官、首席海技試験官、首席	部長、次長又は局長（運輸監理部長を含む。）	局長（運輸監理部長を含む。）	

		外国船舶監督官、 首席運輸企画専門官又は首席陸運技術専門官		
	鉄道安全監査官、自動車監査官、運航労務監理官、海事技術専門官、海技試験官、外国船舶監督官、運輸企画専門官、陸運技術専門官（首席鉄道安全監査官、首席自動車監査官、首席運航労務監理官、首席海事技術専門官、首席海技試験官、首席外国船舶監督官、首席運輸企画専門官及び首席陸運技術専門官を除く。）	首席鉄道安全監査官、首席自動車監査官、首席運航労務監理官、首席海事技術専門官、首席海技試験官、首席外国船舶監督官、首席運輸企画専門官又は首席陸運技術専門官（該当職種が無い場合においては、課長）	部長	局長（運輸監理部長を含む。）
	首席自動車監査官、首席海事技術専門官又は首席運輸企画専門官に属する職員（自動車監査官、海事技術専門官及び運輸企画専門官を除く。）	首席自動車監査官、首席海事技術専門官又は首席運輸企画専門官	部長	局長（運輸監理部長を含む。）
	課に属する職員（課長を除く。）	課長	部長	局長（運輸監理部長を含む。）
運輸支局	支局長	局長		局長
	次長	支局長	本局次長又は局長	局長
	首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官、首席海事技術専門官、主任指導官、指導官	支局次長又は支局長	本局次長又は局長	局長
	運輸支局に属する職員（支局長、次長、首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官、首席海事技術専門官、主任指導官及び指導官を除く。）	首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官又は首席海事技術専門官（該当職種が無い場合においては、支局次長）	支局次長又は支局長	局長
事務所	所長	本局次長又は局長（運輸監理部長）	局長（運輸監理部長を含む。支局に	局長（運輸監理部長を含む。）

			を含む。支局に置かれる事務所にあっては、支局長)	置かれる事務所にあっては、本局次長又は局長)	む。)
		次長、首席運輸企画専門官、首席海事技術専門官、主任指導官、指導官	所長	本局次長又は局長（運輸監理部長を含む。支局に置かれる事務所にあっては、支局長)	局長（運輸監理部長を含む。)
		運輸企画専門官、陸運技術専門官、海事技術専門官（首席運輸企画専門官及び首席海事技術専門官を除く。)	首席運輸企画専門官又は首席海事技術専門官（該当職種が無い場合にあっては、所長)	所長	局長（運輸監理部長を含む。)
		事務所に属する職員（所長、次長、運輸企画専門官、陸運技術専門官、海事技術専門官、主任指導官及び指導官を除く。)	次長、首席運輸企画専門官又は首席海事技術専門官（該当職種が無い場合にあっては、所長)	所長	局長（運輸監理部長を含む。)
地方航空局	本局	局長	航空局長	事務次官	事務次官
		次長	局長		局長
		部長、安全管理官、統括空港連携調整官、部次長、統括事業安全監督官	次長	局長	局長
		課長、適正業務管理官、空港連携調整官、災害対策推進官、技術管理官、広報対策官、航空保安監査官、先任整備審査官、先任運航審査官、先任航空機検査官、先任航空従事者試験官、空港管理企画調整官、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官、建築施設保全対策官、交通管制機械設備調整官	次長、部長、安全管理官又は統括空港連携調整官	局長又は次長	局長
		整備審査官、運航審査官、航空機検査官、航空従事者試験官（先任整備審査官、先任運航審査官、先任航空機検査官及び先任航空従事者試験官を除く。)	先任整備審査官、先任運航審査官、先任航空機検査官又は先任航空従事者試験官	安全管理官	局長

		課に属する職員（課長を除く。）	課長	部長又は安全管理官	局長
空港事務所		所長	本局次長	局長	局長
		次長、部長、企画調整官、総務調整官、システム運用管理官、運航効率化推進官	所長	本局次長	局長
		課長、広報企画調整官、空港業務調整官、地域調整官、空港安全調整官、空港施設保全対策官、前任施設運用管理官、前任航空灯火・電気技術官、前任航空管制運航情報官、前任航空管制通信官、前任航空管制官、前任航空管制技術官	所長、次長、部長又は総務調整官	本局部長	局長
		次席航空管制運航情報官、次席航空管制通信官、次席航空管制官、次席航空管制技術官	前任航空管制運航情報官、前任航空管制通信官、前任航空管制官、前任航空管制技術官又はシステム運用管理官	所長、次長又は部長	局長
		施設運用管理官、航空灯火・電気技術官、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官（前任施設運用管理官、前任航空灯火・電気技術官、前任航空管制運航情報官、前任航空管制通信官、前任航空管制官、前任航空管制技術官、次席航空管制運航情報官、次席航空管制通信官、次席航空管制官及び次席航空管制技術官を除く。）	前任施設運用管理官、前任航空灯火・電気技術官、前任航空管制運航情報官、前任航空管制通信官、前任航空管制官、前任航空管制技術官、次席航空管制運航情報官、次席航空管制通信官、次席航空管制官又は次席航空管制技術官	所長、次長、部長、前任航空管制運航情報官、前任航空管制通信官、前任航空管制官、前任航空管制技術官又はシステム運用管理官	局長
		課に属する職員（課長を除く。）	課長	所長、部長又は総務調整官	局長
空港出張所		所長	本局次長	局長	局長
		前任航空管制運航情報官、前任航空管制官、前任航空管制技術官	所長	本局部長	局長

		出張所に属する職員（所長、前任航空管制運航情報官、前任航空管制官及び前任航空管制技術官を除く。）	前任航空管制運航情報官、前任航空管制官又は前任航空管制技術官	所長	局長
空港・航空路監視レーダー事務所	所長		本局次長	局長	局長
	次長		所長	本局次長	局長
	課長、前任航空管制官、前任航空管制技術官		所長	本局部長	局長
	事務所に属する職員（所長、次長、課長、前任航空管制官及び前任航空管制技術官を除く。）		課長、前任航空管制官又は前任航空管制技術官	所長	局長
航空交通管制部	部長		航空局長	事務次官	事務次官
	次長、総務管理官		部長		部長
	課長、前任施設運用管理官、前任航空交通管理管制官、前任航空交通管理管制運航情報官、前任航空交通管理管制技術官、前任航空管制官、前任航空管制技術官		次長又は総務管理官	部長	部長
	次席航空交通管理管制官、次席航空交通管理管制運航情報官、次席航空交通管理管制技術官、次席航空管制官、次席航空管制技術官		前任航空交通管理管制官、前任航空交通管理管制運航情報官、前任航空交通管理管制技術官、前任航空管制官又は前任航空管制技術官	部長	部長
	施設運用管理官、航空灯火・電気技術官、航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官、航空管制官、航空管制技術官（前任施設運用管理官、前任航空交通管理管制官、前任航空交通管理管制運航情報官、前任航空交通管理管制技術官、前任航空管制官、前任航空管制技術官、次席航空交通管理管制官、次席航空交通管理管制運航情報官、次席航空交通管理管制技術官、次席航空管制官及び次席航空管制技術官		前任施設運用管理官、次席航空交通管理管制官、次席航空交通管理管制運航情報官、次席航空交通管理管制技術官、次席航空管制官又は次席航空管制技術官	次長、総務管理官、前任航空交通管理管制官、前任航空交通管理管制運航情報官、前任航空交通管理管制技術官、前任航空管制官又は前任航空管制技術官	部長

	を除く。)			
	課に属する職員（課長を除く。）	課長	次長又は総務管理官	部長

【外局】

組 織	被 評 価 者	評 価 者	調 整 者	実 施 権 者
観光庁	長官	大臣		大臣
	次長	長官	大臣	大臣
	部長	次長	長官	大臣
気象庁内部部局	長官	大臣		大臣
	次長、気象防災監	長官	大臣	大臣
	部長	次長	長官	大臣
運輸安全委員会事務局	事務局長	委員長	大臣	大臣
	事務局審議官	事務局長	委員長	大臣
海上保安庁内部部局	長官	大臣		大臣
	次長、海上保安監	長官	大臣	大臣
	部長、総務部参事官、首席監察官	次長	長官	大臣

- (注) 1. 「評価補助者」及び「調整補助者」については、必要に応じて「評価者」又は「調整者」が指定するものとする。
2. 行政職俸給表(二)及び医療職俸給表適用職員に係る評価者、調整者及び実施権者は、各部局の一般職員と同様の扱いとする。
3. 上記の表により難しい場合は、実施権者が別に定めることができる。その場合は、大臣官房人事課に報告するものとする。

別表2 第10条の職員

第1号は、「国土交通省に置かれる官職の属する職制上の段階等について」で定める標準的な官職のうち、以下に掲げる「標準的な官職」に定める官職に属する官職とする。

別表の区分	職務の種類		部局又は機関等	標準的な官職	備考
別表第1の1	一般行政	内部部局等	内部部局等	事務次官	
				局長	
				部長	
別表第1の2	一般行政	施設等機関等	国土交通政策研究所	所長	
別表第1の3	一般行政	施設等機関等	国土技術政策総合研究所	所長	
別表第1の4	一般行政	施設等機関等	国土交通大学校	所長	
別表第1の5	一般行政	施設等機関等	航空保安大学校	所長	
別表第1の6	一般行政	国土地理院	国土地理院	院長	
				参事官	
別表第1の9	一般行政	内部部局等	海難審判所	局長	
				部長	
別表第1の12	一般行政	部等設置広域管轄機関	地方整備局	局長	
別表第1の14	一般行政	部等設置広域管轄機関	北海道開発局	局長	
別表第1の16	一般行政	部等設置広域管轄機関	地方運輸局	局長	
別表第1の17	一般行政	都府県管轄機関	運輸監理部	所長	
別表第1の22	一般行政	部等設置広域管轄機関	地方航空局	局長	
別表第1の24	一般行政	部等設置広域管轄機関	航空交通管制部	局長	

1. 苦情相談員一覧

部局	相談員	職員 of 所属		
本省	大臣官房秘書室	室長、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房秘書室	
	大臣官房人事課	課長、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房人事課	
	大臣官房総務課	課長、総務調整官、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房総務課	
	大臣官房広報課	課長、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房広報課	
	大臣官房会計課	課長、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房会計課	
	大臣官房地方室	室長、地方企画調整官又は人事担当補佐	大臣官房地方室	
	大臣官房福利厚生課	課長、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房福利厚生課	
	大臣官房技術調査課	課長、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房技術調査課	
	大臣官房総括監察官	総括監察官、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房総括監察官	
	大臣官房危機管理官	危機管理官、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房危機管理官	
	大臣官房運輸安全監理官	運輸安全監理官、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房運輸安全監理官	
	大臣官房官庁営繕部	筆頭課長、人事担当補佐又は企画専門官	大臣官房官庁営繕部	
	総合政策局	筆頭課長、人事担当補佐又は企画専門官	総合政策局	
	国土政策局	筆頭課長、国土政策企画調整官又は人事担当補佐	国土政策局	
	不動産・建設経済局	筆頭課長、人事担当補佐又は企画専門官	不動産・建設経済局	
	都市局	筆頭課長、都市企画調整官又は人事担当補佐	都市局	
	水管理・国土保全局	筆頭課長、河川企画調整官又は人事担当補佐	水管理・国土保全局	
	道路局	筆頭課長、道路企画調整官又は人事担当補佐	道路局	
	住宅局	筆頭課長、住宅企画調整官又は人事担当補佐	住宅局	
	鉄道局	筆頭課長又は人事担当補佐	鉄道局	
	物流・自動車局	筆頭課長又は人事担当補佐	物流・自動車局	
	海事局	筆頭課長又は人事担当補佐	海事局	
	港湾局	筆頭課長又は人事担当補佐	港湾局	
	航空局	総務課長、各部筆頭課長又は人事担当補佐	航空局	
	北海道局	筆頭課長、調査官又は人事担当開発専門官	北海道局	
	政策統括官	政策評価官、人事担当補佐又は企画専門官	政策統括官	
	施設等機関	国土交通政策研究所	総務課長	国土交通政策研究所
		国土技術政策総合研究所	総務部人事厚生課長又は同部総務管理官、管理調整部管理課長	国土技術政策総合研究所
		国土交通大学校	総務部総務課長、柏研修センター総務課長	国土交通大学校
		航空保安大学校	総務課長、岩沼研修センター総務課長	航空保安大学校
	特別の機関	国土地理院	総務部人事課長又は同部人事計画官、各部等筆頭課長、地方測量部等については各地方測量部人事担当課長	国土地理院
小笠原総合事務所		総務課長	小笠原総合事務所	
管区等機関	海難審判所	総務課長、地方海難審判所については各地方海難審判所人事担当課長	海難審判所	
	各地方整備局	総務部人事課長又は同部人事計画官、同部人事企画官、各部筆頭課長、事務所等については各事務所等人事担当課長	各地方整備局	
	北海道開発局	開発監理部人事課長、同部開発調整課長又は同部人事課人事対策官、各開発建設部については人事担当課長及び課長補佐	北海道開発局	
	各地方運輸局・運輸監理部	総務部(又は総務企画部)人事課長、各部筆頭課長、支局・事務所・陸運部については各支局・事務所・陸運部人事担当課長	各地方運輸局・運輸監理部	
	各地方航空局	総務部人事課長、各部筆頭課長、事務所等については各事務所等人事担当課長	各地方航空局	
	各航空交通管制部	総務課長	各航空交通管制部	
外局	観光庁	総務課長、総務課調整室長又は総務課調整室課長補佐(人事厚生担当)	観光庁に属する幹部職員	
	気象庁	総務部人事課長補佐(任用担当)	気象庁に属する幹部職員	
	運輸安全委員会事務局	総務課長又は人事担当課長補佐	運輸安全委員会事務局に属する幹部職員	
	海上保安庁	人事課長、人事企画調整官	海上保安庁に属する幹部職員	

2. 苦情処理窓口一覧

部局	窓口	職員 of 所属	
本省	内部部局等	大臣官房人事課担当係	本省内部部局等
施設等機関	国土交通政策研究所	総務課担当係	国土交通政策研究所
	国土技術政策総合研究所	総務部人事厚生課担当係、管理調整部管理課担当係	国土技術政策総合研究所
	国土交通大学校	総務部総務課担当係、柏研修センター総務課担当係	国土交通大学校
	航空保安大学校	総務課担当係	航空保安大学校
特別の機関	国土地理院	総務部人事課担当係	国土地理院
	小笠原総合事務所	総務課担当係	小笠原総合事務所
管区等機関	海難審判所	総務課担当係	海難審判所
	各地方整備局	総務部人事課担当係	各地方整備局
	北海道開発局	開発監理部人事課担当係	北海道開発局
	各地方運輸局・運輸監理部	総務部(又は総務企画部)人事課担当係	各地方運輸局・運輸監理部
	各地方航空局	総務部人事課担当係	各地方航空局
	各航空交通管制部	総務課担当係	各航空交通管制部
外局	観光庁	総務課調整室担当係	観光庁に属する幹部職員
	気象庁	総務部人事課担当係	気象庁に属する幹部職員
	運輸安全委員会事務局	総務課担当係	運輸安全委員会事務局に属する幹部職員
	海上保安庁	総務部人事課担当係	海上保安庁に属する幹部職員

3. 審理機関一覧

部局	審理機関(決裁権者)
本省	内部部局等 大臣官房人事課担当係 (大臣官房人事課長)
施設等機関	国土交通政策研究所 総務課担当係 (総務課長)
	国土技術政策総合研究所 総務部人事厚生課担当係、管理調整部管理課担当係 (総務部人事厚生課長、管理調整部管理課長)
	国土交通大学校 総務部総務課担当係、柏研修センター総務課担当係 (総務部総務課長、柏研修センター総務課長)
	航空保安大学校 総務課担当係 (総務課長)
特別の機関	国土地理院 総務部人事課担当係 (総務部人事課長)
	小笠原総合事務所 総務課担当係 (総務課長)
	海難審判所 総務課担当係 (総務課長)
管区等機関	各地方整備局 総務部人事課担当係 (総務部人事課長、総務部人事企画官)

	北海道開発局	開発監理部人事課担当係 (開発監理部人事課長)
	各地方運輸局・運輸監理部	総務部(又は総務企画部)人事課担当係 (総務部(又は総務企画部)人事課長)
	各地方航空局	総務部人事課担当係 (総務部人事課長)
	各航空交通管制部	総務課担当係 (総務課長)
外局	観光庁	総務課調整室担当係 (総務課長)
	気象庁	総務部人事課担当係 (総務部人事課長)
	運輸安全委員会事務局	総務課担当係 (総務課長)
	海上保安庁	総務部人事課 (総務部人事課長)

【共通の注意事項】

1. 担当係は、各組織の事情に応じ適宜設置する。
2. 実施権者が適当と判断する時は、別に定めることができる。その場合、大臣官房人事課に報告することとする。